

○熊本市スポーツ推進審議会条例〔スポーツ振興課〕

昭和50年3月19日

条例第12号

改正 昭和55年9月17日条例第28号

平成14年9月25日条例第45号

平成23年3月17日条例第15号

平成23年9月29日条例第44号

(題名改称)

(設置)

第1条 本市は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）

第31条の規定に基づき熊本市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を

置く。

(平23条例44・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項に

ついて調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平23条例15・平23条例44・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(昭55条例28・一部改正)

(委嘱)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者

(2) スポーツ団体に属する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平14条例45・平23条例15・平23条例44・一部改正)

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(施行の細則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例15・一部改正)

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年9月17日条例第28号)

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市スポーツ振興審議会条例の規定に基づき新たに任命されることとなる委員の最初の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。

附 則 (平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日条例第15号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月29日条例第44号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条の規定により任命された熊本市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日、この条例による改正後の熊本市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により、熊本市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その

委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧条例第4条の規定により任命された熊本市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。